

えりも町国保に加入の方が交通事故等で医療機関を受診する場合

交通事故や傷害事件などで負傷した場合、被害者は加入の医療保険を使わず、加害者が損害賠償としてその医療費を負担するのが原則（加害者が負傷等の場合は、加入している自賠責等で自らの医療費を負担します）です。

しかし、過失割合などの交渉に時間を要する場合もあるため、被害者が所定の手続きを行うと、加入中の医療保険がその医療費を立て替えるため、お持ちの保険証を使用して医療機関を受診できます。

このため、えりも町国民健康保険に加入の方は、事前に（救急の場合は事後に）えりも町役場保健福祉課医療給付係に相談下さい。

1 手続きに必要なもの

- (1) 国民健康保険証
- (2) 印鑑
- (3) 第三者行為による被害届（保健福祉課医療給付係に用意してあります）
- (4) 交通事故証明書の原本（交通事故の場合のみ必要です）

2 提出先

えりも町役場保健福祉課医療給付係（電話 2 - 4 6 2 2）

えりも町国民健康保険では、相談せずに国保の保険証を使用される事があるため、医療機関から提出された診療報酬明細書（※）に基づき、外傷等で受診された被保険者の皆様に調査を行っています。この件に、該当しない事があると思いますが、回答に協力をお願いします。

※ 診療報酬明細書とは、医療機関が患者さんの1か月分の診療内容をカルテに基づき点数に換算し、かかった医療費を市町村国保などに請求するための明細書のことです。レセプトとも呼ばれています。